

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第206号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 4 奨学資金の返還計画を変更しようとするときは、奨学資金返還計画変更申出書（別記第11号の2様式）を市長に提出しなければならない。ただし、その全部を繰り上げて返還する場合は、この限りでない。

本則に次の1条を加える。

（雑則）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別記第11号様式の次に次の1様式を加える。

第11号の2様式（第8条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

決 定 番 号 第 号

本 人 住 所

氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名

奨学資金返還計画変更申出書

次のとおり奨学資金返還計画の変更を申し出ます。

貸与総額	円	
返還済額	円	
返還残額	円	
	変 更 前	変 更 後
返還方法	月賦 ・ 半年賦（ 月 ・ 月） ・ 年賦（ 月） 円	月賦 ・ 半年賦（ 月 ・ 月） ・ 年賦（ 月） 円
返還期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
変更理由		

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。